

市が相談に応じられない確定申告

- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の1年目の申告
- ・株式の譲渡所得など（損失繰越を含む）の申告
- ・土地建物などの譲渡所得の申告（公共事業で市や県に売却した場合のみ受付可）

- ・先物取引に係る雑所得などの申告
 - ・仮想通貨に係る雑所得などの申告
 - ・青色申告決算書の書き方の相談
 - ・青色申告（確定申告）
 - ・令和3年分以前の過去の申告
- ※複雑な計算などが必要なため、市では相談に応じることができません。税務署か、税理士（有料）にご相談ください（作成済みの確定申告書の提出は可）

社会保険料控除資料の発送

国税務課 収税班

☎773・6669

令和4年中の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額をお知らせする「社会保険料控除資料」を1月27日(金)に発送します。市・県民税申告や所得税の確定申告にご利用ください。（到着までに4〜5日かかる場合があります）

遺族年金や障害年金から特別徴収されている人で、資料が必要な場合

はお問い合わせください。

※令和4年中に、年末調整用に資料を請求した人（事業所での一括請求を含む）、社会保険料を年金からの特別徴収（天引き）のみで納付の人には郵送しません

要介護認定者 税申告用「障がい者控除対象者認定書」の発送

閩介護保険課 介護保険係

☎773・6675

確定申告と住民税申告に必要な「障がい者控除対象者認定書」を1月27日(金)に発送します。（到着までに4〜5日かかる場合があります）

☑令和4年12月31日（令和4年中に亡くなった人は、死亡日）現在、南魚沼市に住所を有する65歳以上の要介護認定者で、税申告の「障がい者」か「特別障がい者」に該当する人。

次の人は対象外です

- ・要介護認定者であるが、認定基準に該当していない
- ・障がい者手帳か療育手帳を持ち、それによる所得控除額の方が多いまたは同額
- ・令和4年12月30日以前に要介護認定の有効期間が終了し、更新申請をしていない
- ・窓口などですでに交付済み

※控除額などは、税務課（☎773・6668）にご確認ください

税申告前に国保高額療養費を申請してください

閩市民課 国保年金係

☎773・6661

令和4年12月分の医療費が、国民健康保険の高額療養費に該当する見込みの人は、高額療養費の申請を済ませてから税申告をしてください。

高額療養費に該当する場合、申請案内を診療月から早く2か月後に送付します。令和4年12月分の申請案内は、2月下旬に発送予定です。

国民健康保険の高額療養費に該当するかどうかは、お問い合わせください。

※先に税申告を済ませると、税の修正申告が必要な場合や、高額療養費の受け付けができない場合があります

軽自動車の車検時に納税証明書の提示が原則不要になります

閩税務課 収税班

☎773・6669

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）が開始し、軽自動車検査協会などが車両

ごとの軽自動車税（種別割）の納付状況をオンラインで確認できるようになりました。これにより車検時に必要としていた納税証明書の提示は、原則不要になります。

ただし、次の場合は紙の納税証明書の提示が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

- ・二輪車や小型特殊自動車などの車検を受ける場合
 - ・納付した直後（2週間程度）で軽JNKSに納付状況が登録されていない場合
 - ・中古車の購入直後の場合
 - ・他の市区町村へ引越した直後の場合
 - ・対象車両に過去の未納がある場合
- ※口座振替で軽自動車税を納付する人に、例年6月上旬に郵送していた納税証明書（はがき型）は、軽JNKSの開始に伴い、令和5年から送付は行いません（二輪車、小型特殊自動車などを除く）